

青梅市観光協会ホームページ広告掲載取扱要綱

1 趣旨

この要綱は、一般社団法人青梅市観光協会（以下「観光協会」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「観光協会ホームページ」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

2 広告の掲載基準

観光協会ホームページに掲載できる広告およびリンク先のホームページは、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令または条例もしくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 観光協会ホームページの公共性および品位を損なうおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、風俗営業および個人の宣伝に関するもの
- (5) 観光協会の承認なく、観光協会が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、観光協会ホームページに掲載する広告として適当でないと観光協会が認めるもの

3 広告の掲載期間

広告を掲載する期間は、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月までおよび1月から3月までの各3か月ごとを単位とする。

4 広告の掲載位置

広告の掲載位置は、観光協会が決定する。

5 広告の掲載申込

- (1) 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、所定の様式により観光協会に申し込まなければならない。
- (2) 観光協会は、申込者に対し会社案内等の申込者の概要がわかるもの、掲載しようとする広告案、その他観光協会が必要とする書類等を求めることができる。

6 広告掲載の決定

- (1) 観光協会は前条の規定による申込みがあったときは、その広告掲載の適否を審査し、掲載の可否を決定の上、申込者に通知しなければならない。
- (2) 観光協会は、必要があると認めるときは、申込者に対し広告の修正を求めることができる。

7 広告の掲載料金

- (1) 広告の掲載料金は、別表のとおりとする。
- (2) 掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、観光協会の指定する期日までに前号の規定による掲載料金を一括して支払わなければならない。

8 広告の作成および提出

広告主は、観光協会の指示する仕様に従い広告主の負担で広告原稿を作成し、観光協会の指定した期日までに提出しなければならない。

9 広告の内容変更

広告の内容に関する変更は、原則として行わないものとする。ただし、URLの変更等、必要なものに関しては観光協会が認めた場合に限り変更できるものとする。

10 広告の掲載取りやめ

- (1) 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取りやめることができる。
- (2) 前項の規定により広告の掲載を取りやめようとする広告主は、取りやめる日の7日前までに所定の用紙により観光協会に申請しなければならない。

11 広告の掲載取消し

観光協会は、次のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容が第2項のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 広告主が第7項の規定による掲載料金を支払わないとき。
- (3) 広告主が第8項の規定による広告原稿を提出しなかったとき。
- (4) 前号に掲げるもののほか、広告の掲載を取り消す必要があると観光協会が判断したとき。

12 広告掲載料金の返還

既納の広告掲載料金は、原則として返還しない。

13 免責事項

- (1) 申込者は、次に掲げる理由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾しなければならない。

ア ホームページの更新、修正等のための停止

イ サーバーおよび通信回線等の点検、障害等による停止

- (2) 前号の理由により広告の掲載が一定期間停止されたことによる掲載料金の返還、損害の賠償等を観光協会に請求することができない。
- (3) 広告の掲載または広告不掲載に関して生じた一切の責任は、広告主が負うものとし、直接的、間接的に生じたいかなる損害についても、観光協会は賠償する責を負わない。

14 その他の事項

この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は観光協会が別に定める。

15 実施期日

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

別表

広告の掲載料金

掲載期間	1枠3か月あたり料金
(1) 4～6月	15,000 円
(2) 7～9月	
(3) 10～12月	
(4) 1～3月	